

社団法人宮崎県サッカー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人宮崎県サッカー協会といい、英文では、Miyazaki Football Association (略称MFA) という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮崎県宮崎市大和町9-1番地 タカラムラビル1Fに置き、従たる事務所を総会の議決を経て必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、宮崎県においてサッカーの普及発展、競技力の向上に関する事業等を行うとともに、財団法人日本サッカー協会の事業に協力し、もって宮崎県民の豊かなスポーツ文化の振興及び心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) サッカー競技の普及、啓発及び選手強化に関すること。
- (2) サッカー競技の主催、主管、後援又は許可に関すること。
- (3) サッカーに係る団体、選手、監督及び審判の登録に関すること。
- (4) サッカー競技の技術の研究及び指導に関すること。
- (5) サッカー競技の審判技術の研究及び指導に関すること。
- (6) サッカー競技に関する記録及び保存に関すること。
- (7) サッカーにおける医科学知識の普及及び向上に関すること。
- (8) サッカーを通じての国際交流、地域間交流に関すること。
- (9) サッカーに関する功労者・団体及び優秀競技者の表彰に関すること。
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入会金及び会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき（名誉会員にあつては、第2号に該当するとき）は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を2年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 20人以上35人以内

(2) 監事 3人

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事、5人以内を常務理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務

を行う。

- 3 専務理事は、会長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- 4 常務理事は、この法人の常務を分掌する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条に規定する職務を行う。

（役員任期）

第13条 役員任期は2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

この場合においては、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員に対する報酬等）

第15条 役員に報酬を与えることができる。

- 2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、総会の議決を経て会長が別に定める。

（事務局）

第16条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 名誉会長及び顧問

（名誉会長及び顧問）

第17条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、名誉会長及び顧問に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第5章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第22条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号又は第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から起算して30日以内に会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するときには、正会員又は理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員総数の、理事会においては理事総数の過半数の

出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された2人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第28条 この法人に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織、委員及び事業内容等は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第30条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第31条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を経て宮崎県教育委員会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第34条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を経て宮崎県教育委員会に報告しなければならない。

(債務)

第35条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに債務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経て、かつ、宮崎県教育委員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、宮崎県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号に規定する総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員

総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、宮崎県教育委員会の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(委任)

- 第39条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 この定款の施行の日の前日に宮崎県サッカー協会に属していた権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第11条第3項及び第4項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成20年3月31日までとする。
- 6 第6条及び第7条の規定にかかわらず、従来、宮崎県サッカー協会の会員であったものが、引き続きこの法人の会員になった場合は、入会金を徴収しない。